

社会福祉協議会(社協)ってどんなところ？

「社会福祉協議会」は、社会福祉法に基づき、各都道府県及び市区町村に設置されている団体です。
生活に困りごとを感じた時は、「まずは社協へ」と思い出してもらえる存在を目指し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、明石市社会福祉協議会は活動が続けます。

組織図 (令和8年(2026年)5月1日現在)

《執行機関》

理事会

理事長
理事
副理事長
常務理事
理事

- ・企画財政総務委員会
- ・地域・ボランティア活動委員会
- ・募金等配分検討委員会

監事

《重要事項を決議する機関》

評議員会

地区社会福祉協議会代表
民生児童委員協議会代表
社会福祉施設団体の代表
社会福祉事業関係団体の代表
関係行政職員 など

事務局

- 法人運営課
 - 企画経営係 ●総合福祉センター本館・新館
- 地域支援課 (明石市ボランティアセンター)

■総合相談支援室

- 権利擁護支援課
 - 後見相談支援係 (明石市後見支援センター)
 - 障がい者相談支援係 (明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター)
- 地域総合支援センター
 - あさぎり・おおくら総合支援センター
 - きんじょう・きぬがわ総合支援センター
 - にしあかし総合支援センター・市域事業担当
 - おおくぼ総合支援センター
 - うおずみ総合支援センター
 - ふたみ総合支援センター



地区社会福祉協議会 (23地区)

- ・松が丘小・朝霧小・人丸小
- ・中崎小・錦城・大観小
- ・王子小・林小・貴崎小
- ・花園小・藤江小・和坂小
- ・鳥羽小・沢池小・大久保
- ・大久保小・山手小・高丘
- ・江井島・魚住東・魚住
- ・二見・二見北

会 員

市民、民生児童委員、社会福祉事業施設・団体、社会福祉奉仕団体 等

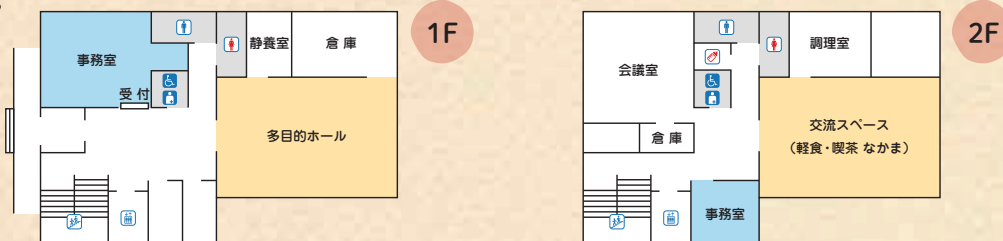
明石市立総合福祉センター館内図

〈本館〉

- ・明石市後見支援センター
- ・明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター
- ・にしあかし総合支援センター



〈新館〉



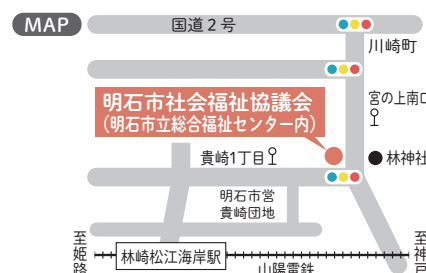
社会福祉法人 明石市社会福祉協議会

〒673-0037
兵庫県明石市貴崎1丁目5番13号 明石市立総合福祉センター内

電話 078-924-9105 (代表) FAX 078-924-9109

※このリーフレット内の電話番号について、市外局番はすべて「078」です。

令和8年(2026年)5月作成



社会福祉法人 明石市社会福祉協議会 のごあんない



みんなで支え合い助け合い
安心して暮らせるまちづくりを 地域とともに

令和8年(2026年)5月



この『明石市社会福祉協議会のごあんない』は、赤い羽根共同募金配分金により発行しています。

明石市社協
ホームページ



地域支援課(明石市ボランティアセンター) 電話 924-9106 FAX 924-9109

●地域でささえあうしくみづくり

○ささえあいに関する学習会の開催
「地域とのつながり(ささえあい、見守りあい)を持つ」ために、一人ひとりができることをお住まいの地域で実践することができるよう、ささえあいに関する学習会を開催しています。

○居場所(気軽に集える場所)や通いの場づくり
多くの人が地域とのつながりを持つことができるよう、居場所や通いの場づくりの支援を行っています。
お住まいの地域で、居場所などの立ちあげを検討する際は、ぜひご相談ください。

●ボランティアを始めたい人・支援を受けたい人

高齢者・障がい者・子どもたちがよりよい暮らしを送ることができるよう、ボランティアセンターに登録する多数のグループや個人のみなさんが様々な活動を行っています。ボランティアに関する相談はお気軽にお問い合わせください。くわしくは、本会ホームページでもご覧いただけます。

○ボランティアを始めたい人

例)・ボランティア養成講座の受講
・災害ボランティアの登録など

○ボランティアの支援を受けたい人

例)・外出支援を希望する人
・イベントの主催者など

●ボランティア活動保険の受付

ボランティア活動中の万が一の事故やケガ・損害などを補償するものです。手続き方法や保険の種類などは、お問い合わせください。

●ふれあいサロン(ミニケアサロン)

ひとり暮らしの高齢者や地域の人が「気軽に」「楽しく」「無理なく」過ごせる場所として自治会館などで開設されています。近所の人が集まって、話したり、歌ったりと仲間づくりの場所となっています。

●レクリエーション用具等の貸出

ボランティアグループなどが住民の福祉推進を目的とした活動の際に利用できるレクリエーション用具の貸出しを行っています。

●安否確認事業

見守りサポーターが家庭訪問し、健康飲料を手渡しすることで対象となる人の安否確認や、緊急時の発見機能を担います。



●赤い羽根共同募金

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金は、市内で行われる福祉活動を支えるための募金です。自治会・町内会などを通じて、協力をお願いするほか、街頭啓発も活発に行っています。また、地震や豪雨災害の際には、災害ボランティアの支援等を行うなど、被災地支援にも役立っています。



●車いすの貸出

総合福祉センターや各地区のコミセンなどで、車いすを無料で貸し出しています。

【貸出期間】

■総合福祉センター 3か月以内

■その他の施設 2週間以内



●要援護者見守りSOSネットワーク

外出中に道に迷うなどの恐れがある高齢者等の情報を事前に登録し、万が一の方からなくなった際に、その人の特徴をメールで一斉に送信し早期発見の一助とします。

●福祉機器のリサイクル

家庭で使わなくなった車いすや歩行器、シャワーいすなどを引き取り、点検・整備して必要な人に無償でお譲りしています。
※運搬費を負担していただく場合があります。

●善意銀行

みなさんから寄せられた善意の金銭や物品を預託としてお預かりし、福祉の増進を目的に支援を必要とする世帯や地域団体へ提供しています。

●フードドライブ

食品ロスを削減することを目的として、市内の企業と協働で実施しています。地域団体や相談支援機関などに配付しています。



●福祉学習

学校や各地域で手話や車いすなどの体験学習を行っています。



法人運営課

電話 924-9105
FAX 924-9109

●生活福祉資金貸付制度

他の貸付制度が利用できない低所得者世帯や障がい者世帯、高齢者世帯で、資金の貸付を受けることにより、生活再建が見込まれる世帯に対して、低利または無利子の貸付を行う制度です。

資金の種類によって貸付要件があり、貸付限度額や返済期限が定められていますので、お問い合わせください。

なお、貸付には兵庫県社会福祉協議会の審査があります。

明石市立総合福祉センター

本館



貸室

・体育室・会議室
・料理室・和室

温水プール

地域活動支援センター事業
・障がい者を対象とした創作、機能強化訓練の教室

電話 918-5660 FAX 918-5661

新館



新館2階 交流スペース

・軽食喫茶「なかま」

新館1階 多目的ホール

・スポーツ交流
スポーツ教室の開催
(ボッチャ、卓球バレーなど)

電話 927-1125 FAX 927-1126

地域総合支援センター

福祉に関する困りごとや悩みごとなどの相談を受け付けています。

- 要支援の認定を受けた人の予防プランの作成
- 介護保険の申請代行や介護保険制度の相談
- 保健、医療、福祉に関する相談
- 地域でささえあうしくみづくりの支援 など



⑤うおずみ総合支援センター
電話 948-5081
FAX 948-5082
(魚住市民センター2階)



④おおくぼ総合支援センター
電話 934-8986
FAX 934-8987
(夜間休日応急診療所2階)



③にしあかし総合支援センター
電話 924-9113
FAX 925-2799
(市立総合福祉センター1階)



②きんじょう・きぬがわ総合支援センター
電話 915-2631
FAX 915-2632
(明石市役所北庁舎(旧保健センター)1階)



⑥ふたみ総合支援センター
電話 945-3170
FAX 945-3171
(ふれあいプラザあかし西1階)



- 高齢者のひとり暮らし
- ひきこもり
- 成年後見
- 認知症
- 虐待

こんな悩みがあればお住まいの地域のセンターまでご連絡ください。

●認知症総合相談窓口 電話 926-2200 専用電話や窓口にて、年齢を問わず、認知症に関する相談対応を行っています。

明石市後見支援センター

電話 924-9151 FAX 924-9134

●後見制度・権利擁護に関する相談と支援

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分になった人やその家族を対象に、後見制度に関する相談や申立ての支援などを行います。

- ◇後見制度の広報・啓発、利用促進
- ◇日常的な金銭管理などの相談・支援
- ◇市民後見人等の養成と活動支援

●法律専門相談(無料)

【面談(要予約)】

司法書士・弁護士の法律職が、面談で成年後見・財産管理・遺言・終活などの権利擁護に関する来所相談に応じます。(相談時間は45分程度)

■終活に関する相談

……………第1・2・3火曜日

■後見・相続遺言等に関する相談

……………第1～4木曜日

13:30～15:30

※祝日・年末年始を除く。

明石市基幹相談支援センター
兼 障害者虐待防止センター
「ほっと」

・障がい者の総合相談

電話 924-9155

FAX 924-9134

・障がい者虐待通報

電話 924-9156 (24時間受付)

基幹相談支援センターは、障がいのある人やご家族が抱える不安や困りごとを相談できる窓口です。電話や来所による相談のほか、必要に応じてご自宅などに訪問することもできます。障害者虐待防止センターは、障がいのある人を守るための虐待相談・通報の受付窓口です。「虐待かも」と思われたら、ためらわずご連絡ください。

●更生支援 更生保護に関する相談を支援 電話 924-4511 FAX 924-9134

認知症や障がいのある人が、罪を犯し、社会に戻っても居場所や仕事がなく、立ち直りに困難を抱える人に対し、地域で自立した生活ができるよう支援します。